

**市営住宅は毎月入居者を募集しています**

**7月の募集概要**

- ▽受付日時 7月7日まで、午前9時～午後5時。
- ▽受付会場 住宅課（市役所9階）。
- ▽抽選日 7月11日(金)。
- ▽募集住宅の公表 市②、住宅課、各④・⑤・⑥に置いてある「市営住宅空家募集」（6月25日発行）をご覧ください。

■その他 入居申し込み資格・申し込み方法・募集住宅など、詳しくは、「入居申込案内」、「市営住宅空家募集（原則、募集月の前月25日発行）」、市②をご覧ください。

☎住宅課 ☎(632)2553

■対象住宅 次のに該当する住宅。  
①昭和56年5月以前に建築（同年6月1日以降に増築していても可）②木造2階建て以下の一戸建て③在来軸組構法により建築④賃貸を目的としていない⑤耐震診断を実施し、改修または建て替えが必要（耐震改修・耐震建て替えの場合）⑥建て替え前の住宅と同一敷地内に建築される一戸建て（耐震建て替えの場合）⑦原則、申請する年度内に事業を完了。

木造住宅耐震診断、耐震改修・耐震建て替えの費用を補助

住まい



耐震改修工事を行う場合の補助限度額を80万円に拡大しました。

■補助金額 耐震診断、補強計画策定の費用の3分の2。限度額は、耐震診断Ⅱ2万円、補強計

画策定Ⅱ8万円、補強計画策定を含む耐震診断Ⅱ10万円。

▽耐震改修 費用の2分の1。限度額は80万円。

▽耐震建て替え 耐震改修に要する費用相当分の2分の1。限度額は60万円。

■申込 建築指導課（市役所11階）に置いてある申請書（市④からも取り出し可）に必要事項を書き、契約締結および診断・工事実施前に必要書類をお持ちの上、直接、建築指導課 ☎(632)2573へ。

市では、市民などの良質な生活環境の保全や安全で安心な魅力ある地域社会の実現のため、宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を施行しました。

▽施行日 7月1日。

▽内容 適正に管理されない空き家や空き地が、周辺住民の皆さんに迷惑を及ぼしているとして市が認めた場合、市は所有者などに対し

**宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を施行**

市では、市民などの良質な生活環境の保全や安全で安心な魅力ある地域社会の実現のため、宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を施行しました。



**商業用地の特別区画あります 篠井ニュータウン分譲中**

■現地販売会

▽日時 7月6日(日) 午前10時～午後3時▽会場 篠井ニュータウン現地販売センター（下小池町）。



▲携帯サイトQRコード

■特別区画

金額	番号	道路	面積(m <sup>2</sup> )	備考
496万円	15-18	南	227.91	日当たり良好の68坪
775万円	20-2	東・西	459.82	139坪の商業用地

■商業用地 店舗や店舗併用住宅が建てられる区画も同時分譲中です。

**篠井ニュータウンの1区画をインターネットで販売**

篠井ニュータウンの1区画を、ヤフー・ジャパンの官公庁オークションを利用して販売します。ぜひ、この機会にお買い求めください。

- 販売方法 一般競争入札（期間入札）。
  - 出品物件  
▽区画番号 20街区8▽面積 229.91平方メートル（約69坪）▽予定価格（最低価格）446万円▽道路付け 東6メートル、西14メートル。
  - 物件説明 現地販売会のほか、電話をいただければ、係員がいつでも現地を案内します。
  - 入札の日程  
▽入札参加申込期間 7月16日(水)午後1時～8月4日(月)午後2時▽入札期間 8月18日(月)午後1時～25日(月)午後1時▽開札・売却決定 8月25日(月)午後1時。
  - 入札保証金 10万円。入札参加申し込み時に、クレジットカードで納めてください。
  - その他 詳しくは、入札参加申込期間に、市②に掲載します。
- ☎市土地開発公社 ☎(632)2174、④ http://www.shinoi.com

◎応急手当講習会 ▽日時・会場 7月13日(日)＝中央消防署、8月10日(日)＝西消防署、9月14日(日)＝南消防署、10月12日(日)＝東消防署。午前9時～正午▽内容 心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）使用法などの普通救命講習。再講習可。テキストは市②で確認可▽定員 各先着30人▽申込開催日3カ月前から、電話で、各会場へ。☎中央消防署 ☎(625)3453、西消防署 ☎(647)0119、南消防署 ☎(653)0119、東消防署 ☎(663)0119

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用Ⅱ無料、申込Ⅱ不要。  
①地区市民センター、②出張所、③生涯学習センター、④うつのみや表参道スクエア、⑤ホームページ、⑥Eメールアドレス、⑦地域コミュニケーションセンター、⑧市民活動センター

て、指導などに加え、危険な状態には改善命令を行います。正当な理由がなく、改善命令に従わない場合には、氏名などを公表する他、5万円以下の過料を納付してもらいます。

▽その他 空き家や空き地が管理されないことが原因で、他人に損害を与えてしまった場合には、所有者などが損害賠償などの責任を負うこととなります。

問 空き家について 生活安心課 ☎(632)2266、空き地について 環境保全課 ☎(632)2405

## 安全

### 飛散の恐れのある アスベスト除去などの 費用を補助

▽対象建築物 周辺に被害を及ぼす恐れのある住宅、多数の人が利用する店舗・事務所・工場など。

▽対象事業 ①吹き付け建材のアスベスト含有調査。成形板などの石綿含有建材は対象外②露出している飛散の恐れのある吹き付けアスベストの除去・封じ込め

・囲い込み工事。含有調査で石綿含有量が0.1パーセントを超えている場合のみ③契約締結前で工事実施前(含有調査は調査実施前)に申請される事業。

▽補助金額 含有調査 対象事業費の全額(1棟当たり25万円を限度)。除去などの工事 対象事業費の3分の2(1棟当たり200万円を限度)。

い人。  
▽申込 建築指導課に置いてある申請書(市庁からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接、建築指導課 ☎(632)2573へ。

### ラジコンヘリコプターで 水稲への薬剤散布を実施

品質の良い米を生産するため、カメムシ類・いもち病などの病害虫を対象に、無人ヘリコプターで薬剤散布を実施。散布の際は薬剤の飛散防止など、安全の確保に十分配慮します。

▽実施期間 7月下旬～8月上旬。

▽実施時間 午前5時ごろ～正午(幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布)。

▽実施地区 平石・豊郷・清原・城山・国本・富屋・篠井・河内・上河内。

▽注意事項 散布中は散布区域に立ち入らないでください。

さい。  
また、子どもには特に注意を促してください。

▽その他 日程の詳細については、該当地区の各町・区に掲示する他、市庁とJA ☎http://www.jau.or.jpに掲載。雨天・強風などで実施困難の場合は翌日に順延。

問 JAうつのみや米麦課 ☎(625)3388、農業振興課 ☎(632)2457

### こんなトラブルが増えています

■平成25年度相談件数と傾向 市消費生活センターでは、平成25年度に4,596件の相談を受け付けており、平成24年度と比較して、約300件以上増加しました。依然として幅広い世代から「アダルトサイトの不当請求」に関する相談が多く寄せられている他、高齢者を中心に「利殖商法」や「点検商法」、「訪問購入」に関する相談が寄せられています。

■怪しい儲け話(利殖商法、劇場型勧誘)に注意 未公開株・社債・ファンドなどの金融商品の他、土地権利などに関する儲け話や「名義を貸してくれ」など、詐欺的な相談が多く寄せられています。これらは、複数の業者が登場し、演劇のような手口を取るため「劇場型勧誘」と呼ばれます。怪しい儲け話には耳を貸さなできっぱり断りましょう。また、お金を送付・手渡ししてしまうと、証拠も残らず、取り戻すのが困難になるため、絶対にしないでください。

■訪問購入に関する規制 全国的に貴金属などの訪問購入(押し買い)によるトラブルが増えています。訪問購入では、飛び込みの勧誘は禁止されています。トラブルにならないためには、安易な気持ちで契約をせず、きっぱりと断ることも必要です。

また、購入業者が物品を購入する場合には、商品の特徴など、詳細な契約内容を明らかにした書面を交付する義務があります。この契約内容を明らかにした書面を交付されてから8日以内であればクーリング・オフ(一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度)が可能で、物品の引き渡しを拒むことができます。

■消えない利用料金請求画面 「無料」「使い放題」と書いてあるからクリックしただけなのに、高額な利用料を請求する画面がパソコンに表示され、消えなくなってしまう、という相談が多く寄せられます。このような事例の場合、契約が成立しているとは言えず、相手方と連絡を取ると個人情報が出てしまう恐れがあります。慌てて業者に電話を掛けたり、現金を振り込んだりせずに、まずは消費生活センターに相談してください。

問 市消費生活センター ☎(616)1547

◎火事などの災害情報は消防出動情報で 消防出動情報は、電話や携帯サイトでお知らせしています。119番は火事や救急などの緊急通報用電話番号です。適正利用にご協力ください。なお、停電時には、使えない電話があるので、携帯電話や公衆電話から119番通報をお願いします。災害情報テレホンサービス(自動音声) ☎(624)2441、携帯サイト ☎http://utsunomiya.mwjp.jp/mobile/?page=119。問 消防本部通信指令課 ☎(625)5599

事業所版環境ISO  
ECCOうつのみや21

宇都宮商工会議所と市ではISO14001の趣旨を生かしつつ、手間や時間がかからず、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムの認定制度「事業所版環境ISO（ECCOうつのみや21）」を実施しています。なお、取り組みが認められた事業所には認定証を交付します。

■特徴

▽国際規格であるISO14001を基本に作成し、記入例や様式を例示してあるため、取り組みが容易でわずかな負担で認定が可能です。

▽有資格者による客観的な審査・判定により、信頼性の高い評価・認定を行っています。

■利点

▽市が行う入札参加資格登録の際に、環境行動に対する評価として一定点数が付与されます。詳しくは、契約課☎(632)2179へ。

7月は河川愛護強調月間



▲河川愛護グループの標識版

地域の河川は自分たちで守ろうと、現在、川沿いの市民やボランティアを中心に、河川愛護グループを結成し、市内の各河川で清掃美化活動をしています。活動に取り組んでいる河川には標識が掲示されています。

▽活動内容 河川の清掃・除草・花の植栽など。

▽活動に対する支援 事業活動費の一部助成、軍手・ごみ袋など河川清掃用品の支給。

▽その他 河川愛護会の活動に興味のある人や、参加してみたい人は、河川愛護会事務局（河川課内）☎(632)2690へ。

登録河川グループ（平成26年6月現在）

- ①牧水亭と桜、釜川をきれいにする会中央②田川コスモスロード愛護会③横川地区江川こどもとふれあう会④「田川フラワーロード」雀宮⑤弁天沼・釜川を愛する会⑥瑞穂台江川愛護会⑦平塚町江川愛護会⑧平松町江川愛護会⑨戸祭第二グリーンヒル釜川愛護会⑩戸祭地区の釜川をきれいにする会⑪釜川昭和ライン愛護会⑫釜川七橋河川愛護会⑬釜川厩橋さくらの会⑭天神田川釜川愛護会⑮板戸鬼怒川一里塚愛護会⑯鬼怒川平石さくらプラン21⑰平石地区鬼怒川カワラノギクを守る会⑱ラブ・クリーン・アクト鬼怒川⑲鬼怒川を愛する福島みちくさ会⑳鬼怒川愛護大島自治会㉑鬼怒川石井桜づつみを守る会㉒瑞穂野鬼怒川愛護会㉓河内地区鬼怒川河川愛護会㉔駒生川上流を美しくする会㉕駒生川を愛する会（鶴田東原南部）㉖新川桜並木通りをきれいにする会㉗滝谷町新川をきれいにする会㉘五代若松原地域新川愛護会㉙五代2丁目新川愛護会㉚西田新川愛護会㉛雀宮生協団地新川愛護会㉜生命輝く新川河川を守る会雀宮ボランティアネットワーク㉝石那田町田川桜愛護会㉞ニュー富士見田川愛護会㉟関掘町上・関掘町中田川河川愛護会㊱田川の自然を守る会㊲山本田川愛護会㊳田川ちびっこ広場をきれいにする大曾3区自治会㊴東埜田六区田川美化の会㊵やなせ田川愛護会㊶田川ほたるの里愛好会㊷田川フラワーロードクラブ㊸鶴田東沢地区鶴田川愛護会㊹姿川地区鶴田川を守る有志の会㊺鶴田川をきれいにする会㊻東町地内奈坪川をきれいにする会㊼奈坪川ホルルの会㊽今泉地区奈坪川・石川をきれいにする会㊾兵庫川清流会㊿越戸川遊歩道せせらぎ通り愛護会㉑越戸川せせらぎ通り泉2愛護会㉒御用川錦河川愛護会㉓御用川愛護錦ひまわり会㉔関掘町上西川河川愛護会㉕赤川コスモスロード㉖平石地区山下川河川愛護会

▽省資源・省エネルギーを実践することで、経費削減や生産性の向上につながります。

▽認証取得で、取引先からの信頼性や営業力が向上します。

▽認定された事業所には、認定証が交付され、宇都宮商工会議所と市☒で「認定事業者」として掲載されます。

■その他

「ECCOうつのみや」

▽募集内容 日々の生活の

もったいない  
4コマまんが募集

▽対象 市内に在住か通勤通学している人。

▽申込 環境政策課（市役所12階）または各☒・☒・☒に置いてある応募用紙（市民会議☒http://mottainai.comから取り出す可）を、市役所（市役所12階）と環境政策課（市役所12階）で配布しています。

▽宇都宮商工会議所☎(637)3131、環境政策課☎(632)2417

中「もったいない」と感じていたり、環境や人への思いやりなど、もったいない精神をテーマとして描いた4コマ漫画。自作・未発表の作品で、1人1点まで。

mottainai.comから取り出す可）を、市役所（市役所12階）と環境政策課（市役所12階）で配布しています。

また、Eメールで、7月31日（必着）までに、直接または送付・Eメールで、〒320-8540 もったいない運動市民会議事務局（環境政策課内）、☒mottainai@city.utsunomiya Tochigi.jpへ。

▽その他 優秀作品は、9月28日開催の「もったいないフェア2014」で表彰し、副賞を贈呈。応募作品はもったいない運動市民会

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。  
 ☒ 地区市民センター、☒ 出張所、☒ 生涯学習センター、☒ 生涯学習センター、☒ 地域市民センター  
 ☒ ホームページ、☒ Eメールアドレス、☒ 地域自治センター  
 ☒ 地域コミュニケーションセンター、☒ 市民活動センター

◎求職者のための就職支援セミナー ▽日時 8月6日（水）・8日（金）、午前10時～午後4時。全2回▽会場 中央☒（中央1丁目）▽内容 求職活動の心構えや進め方、自己分析、応募書類の書き方、面接指導など▽対象 市内に在住か通勤する求職者で、正規労働者を目指す人▽定員 先着10人▽申込電話またははがき・ファクス（郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記）で、〒320-8540 市役所商工振興課☎(632)2446、FAX(632)5420へ。

議の普及啓発活動で活用します。応募作品の返却不可。  
 ④もったいない運動市民会議事務局 ☎(632) 2417

## 未来につながる森をもったいないの森 長岡植樹祭

▽日時 9月21日(日)午前10時～正午。雨天決行。  
 ▽会場 長岡最終処分場跡地(長岡町)。  
 ▽内容 多種混合植え付けによるポット苗植樹作業。  
 ▽定員 先着150人。  
 ▽申込 緑のまちづくり課(市役所11階)に置いてある申込書(市Ⓔからも取り出し可)に、必要事項を書き、7月3日～8月29日(必着)に、送付またはファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所緑のまちづくり課 ☎(632) 2698、FAX(632) 5216、✉u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp。

## 1 住まいの庭づくり 庭づくりの基礎知識

▽期日 7月13日(日)。

## 2 家庭菜園の病害虫

▽期日 7月20日(日)。  
 ■時間 午前9時30分～11時30分。  
 ■会場 市緑の相談所(平出工業団地公園内)。  
 ■対象 市内に在住か通勤通学している人。  
 ■定員 各先着40人。  
 ■申込 7月3日から、電話で、市緑の相談所へ。  
 ■その他 身近な回や集会所などで開催する緑化講習会へ講師を派遣しています。お気軽にご相談ください。  
 ④市緑の相談所 ☎(662) 5813

## 交通

### ネットワーク型コンパクトシティ 形成に向けた取り組み

市では、将来にわたり持続的に発展していくため、「ネットワーク型コンパクトシティ」を将来の都市構造として掲げ、まちづくりを進めています。

■ネットワーク型コンパクトシティ さまざまなまちの機能や人口が拠点に集積(コンパクト)し、拠点間が公共交通などで連携(ネ

ットワーク)したまちのことです。  
 このようなまちづくりを進めることで、今後、人口減少や少子・超高齢化が進む中であっても、日常生活に必要なサービスを身近な地域で受けることができ、子どもから高齢者まで、誰もが自由で快適に移動できるようにになります。また、市の特性を生かした産業・観光の拠点の形成や、郊外部の農地や森林を維持・保

全することで、都市としての魅力や活力、生活の豊かさを高めていきます。  
 このような取り組みを総合的に進めることで、これからの時代に見合った、便利で活気のあるまちをつくらせていきます。  
 ■ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン「中間取りまとめ」 現在、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、「ネットワーク型コンパクトシ

イ形成ビジョン」を作成しており、現時点までの検討状況を「中間取りまとめ」として整理しました。詳しくは、市Ⓔをご覧ください。  
 ■ビジョン作成に向けて 平成26年度中に最終的なビジョンを作成する予定です。今後、市民、事業者、各種団体の皆さんから、説明会などで幅広く意見をいただきながら取りまとめたいきます。

④政策審議室 ☎(632) 2116

## 環境学習センターで各種催し

▽講座名・日時・内容・定員など 下の表の通り▽会場 環境学習センター▽申込 往復はがきの往信に、参加講座名・住所・氏名・電話番号を、返信に郵便番号・住所・氏名を書き、7月15日(消印有効)までに、〒321-0126 茂原町777-1、環境学習センターへ。はがき1枚につき1人1講座。1人で複数講座に申し込み可。ただし、①は1枚につき2人まで▽その他 定員を超えた場合は環境学習センターで公開抽選。定員に満たない時は、締め切り日の1週間後の午前9時から電話でも受け付けます。

④環境学習センター ☎(655)6030

講座名	日時	内容	定員・料費
環境大学 ①公共交通と低炭素なまちづくり	8月9日(土) 午前10時～正午	森本章倫さん(早稲田大学理工学術院教授)による、人と環境にやさしい「まちづくり」の講話	20人
もったいない講座 ②和裁で小物づくり	8月20日(水) 午前10時～正午	不用になった布を活用してチュリップのブローチを作る	16人 400円
	8月22・29日、9月5・12・26日、午前10時～正午。全5回	不用になった布を活用してオリジナルのポーチなどを作る	16人 1,000円
	8月26日、9月2・16日、午前10時～正午。全3回	純銀粘土を使い、ガラス片をのせて焼き、アクセサリを作る	16人 2,060円

◎業務改善助成金をご活用ください ④対象 時給800円未満の労働者の賃金を計画的に800円以上に引き上げる中小企業事業主▽助成額 事業改善計画に基づき、業務改善を実施した経費の2分の1。最大100万円(3年間で最大300万円)。詳しくは、栃木労働局 ☎(634)9109へ。